

## 別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

## 公的統計の整備に関する基本的な計画の別表

## 「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分（本検討会の検討事項） 検討中一覧

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	検討状況	現在までの取組状況
1	エ 四半期推計に関する諸課題	○ 毎月勤労統計調査について、 ①常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層の解消、 ②離職事由を「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、 ③退職金の調査を検討する。	厚生労働省	平成25年度までに結論を得る。	検討中	<p>①標本替えを工夫するには、標本替えの頻度を増やすか、調査継続期間を延長する必要があるが、その場合、調査経路機関の都道府県や調査対象者に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫として、季節調整のARIMAモデルを用いたデータ補正の手法・アメリカ労働統計局が採用しているWDLT方式等、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方策を検討している。</p> <p>②雇用動向調査と労働経済動向調査の統合の検討に置いて、調査項目のスクラップ&amp;ビルドの観点で見直しを進めたが、二調査とも現在の調査項目に必要な調査項目が多いことなどから、両調査の統合ではなく、現行の雇用動向調査の上半期・下半期の調査票の中で、四半期別の離職者数を把握することで対応。</p> <p>③毎月勤労統計調査において退職金を調査することについては、退職金支払額は事業所単位では把握していないケースが想定され、現在の速報性を維持したままの対応は困難である。本項目がGDP四半期推計(QE)において求められていることを踏まえ、②において対応。</p> <p>※ 参考資料6 WDLT方式について</p>
2	(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上	○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計(OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計)を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。	検討中	<p>医療費に関する統計の体系的整備、国際比較の可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計を公的統計として位置付けることを検討するために、有識者を構成員とした「医療費統計の整備に関する検討会」を設置し、開催してきた。</p> <p>第1回 4月26日 第2回 12月9日 第3回 3月14日(地震の影響により、持ち回り開催に変更) 国民医療費及びSHA手法の現状を踏まえて課題を抽出し、推計手法、推計に当たっての課題等について検討をすすめ、その結果をもとに公的統計として位置付けることについて、平成23年3月に検討会から以下の指摘を受けた。</p> <p>(指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民医療費、SHAについては、まずこれらの重要性を社会に認識いただき、その地位が高まって広く活用されることが重要である。</li> <li>公的統計として位置付けることを検討する際には、SHAが民間機関の事業として作成されている状況にあることを考慮する必要がある。SHAの作成を継続して精度の高い統計を作成していくためには、作成主体が国であれ民間であれ、情報、経費及びマンパワーが必要であり、何らかの形で国が関与していく体制を整備する必要がある。</li> <li>SHAによる国際比較性を担保した上で、既存の統計を利用していくことが現実的な方向性である。</li> <li>現時点においても様々な課題があり、どれか特定の面だけの観点から公的統計化を一義的に考えるのではなく、新たなデータソースの活用可能性も含め、今後も継続して検討を進めることも必要である。</li> </ul> <p>※ 参考資料1 医療費統計の整備に関する検討会報告書 参考資料2 総保健医療支出、国民医療費、医療保険給付の範囲</p>
						<p>統計法第55条第1項に基づく報告(施行状況報告)内容及び第1～3回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容※</p> <p>【統計法55条報告(統計情報部雇用統計課、賃金福祉統計課)】 平成21年度は、四半期推計上の問題点を整理するとともに、関係する調査における対応可能性について検討を行った。(詳細は下記を参照)また、外部有識者の意見を伺う場として「厚生労働統計の整備に関する検討会」を発足し(平成22年4月27日)、今後、対応を検討する。 「各課題の検討状況」 ①標本替えを工夫するには交代の頻度を増やすか継続調査期間を延長する必要があるが、その場合、調査対象者や経路機関の都道府県に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫、ARIMAモデルを用いたデータ補正、標本設計の見直しなど、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方法について検討しているところ。 ②離職事由は、平成元年まで分離して調査していたが、パートタイム労働者の人数を調査事項に追加する際に記入者負担の削減を図って調査をとり止めた。こうした経緯も踏まえれば、調査事項の追加には別項目の削減が欠かせないが、適当な項目が見当たらない。 一方、雇用動向調査では、半年ごとに事業所における減少労働者数を「離職した者」と「同一企業内への転出者等」に分けて把握している。また、労働経済動向調査では四半期ごとに調査を実施している。このような既存調査を改変して対応することも視野に入れながら、検討しているところ。 ③退職金支払額は事業所単位では把握していないケースが想定され速報性を維持したままでの対応策は見出せていない。</p> <p>【第2・3回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】 ①標本替えを工夫するには、標本替えの頻度を増やすか、調査継続期間を延長する必要があるが、その場合、調査経路期間の都道府県や調査対象者に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫として、季節調整のARIMAモデルを用いたデータ補正の手法・アメリカ労働統計局が採用しているWDLT方式等、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方策を検討している。 ②雇用動向調査と労働経済動向調査の統合の検討に置いて、調査項目のスクラップ&amp;ビルドの観点で見直しを進めたが、二調査とも現在の調査項目に必要な調査項目が多いことなどから、両調査の統合ではなく、現行の雇用動向調査の上半期・下半期の調査票の中で、四半期別の離職労働者数を把握する方向で検討している。 ③毎月勤労統計調査において退職金を調査することについては、退職金支払額は事業所単位では把握していないケースが想定され、現在の速報性を維持したままの対応は困難である。本項目がGDP四半期推計(QE)において求められていることを踏まえ、②において対応することを検討している。</p>
						<p>【統計法55条報告(統計情報部保健統計室)及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】 当該検討を行うにあたり、SHA手法に関する検討は専門的・技術的であることから、専門的見地からの意見・助言を得ることを目的とし、有識者を招いた検討会を発足した(平成22年4月26日)。</p> <p>【第3回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較の可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計を公的統計として位置付けることを検討するために、有識者を構成員とした「医療費統計の整備に関する検討会」を設置し、開催してきたところである。 第1回 4月26日 第2回 12月9日 第3回 3月14日(地震の影響により、持ち回り開催に変更)</p> <p>国民医療費及びSHA手法の現状を踏まえて課題を抽出し、推計手法、推計に当たっての課題等について検討をすすめ、その結果をもとに公的統計として位置付けることについて、平成23年3月に検討会において以下のとおり指摘を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民医療費、SHAについては、まずこれらの重要性を社会に認識いただき、その地位が高まって広く活用されることが重要である。</li> <li>公的統計として位置づけることを検討する際には、SHAが民間機関の事業として作成されている状況にあることを考慮する必要がある。SHAの作成を継続して精度の高い統計を作成していくためには、作成主体が国であれ民間であれ、情報、経費及びマンパワーが必要であり、何らかの形で国が関与していく体制を整備する必要がある。</li> <li>SHAによる国際比較性を担保した上で、既存の統計を利用していくことが現実的な方向性である。</li> <li>現時点においても様々な課題があり、どれか特定の面だけの観点から公的統計化を一義的に考えるのではなく、新たなデータソースの活用可能性も含め、今後も継続して検討を進めることも必要である。</li> </ul>

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	検討状況	現在までの取組状況	統計法第55条第1項に基づく報告（施行状況報告）内容及び第1～3回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容※
3	(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。	検討中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計委員会（平成22年1月25日）等における検討を経て、平成22年国民生活基礎調査（大規模調査）において、1週間の実労働時間を把握することとした。</li> <li>・平成22年度は、実労働時間の適切な把握については、総務省の「雇用失業統計研究会」において精緻な検討がなされており、統計委員会におけるご指摘（「雇用失業統計研究会」と「厚生労働統計の整備に関する検討会」の連携要望（第36回統計委員会））も踏まえ、総務省と緊密な情報交換を行い、総務省における取組を参考に関係する統計調査における必要な対応について検討することとし、第1回から第3回「雇用失業統計研究会」に参加し、世帯に対する月間労働時間を把握するための方法、労働力調査及び就業構造基本調査の調査内容に関する論点整理に加わった。</li> </ul>	<p>【統計法55条報告統計情報部（国民生活基礎調査室）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】</p> <p>「関係する統計調査における対応の方向」</p> <p>統計委員会（平成22年1月25日）等による審議を経て、平成22年国民生活基礎調査（大規模調査）において、引き続き1週間の実労働時間を把握することとした。</p> <p>なお、各世帯員の1週間の実労働時間は平成16年調査（大規模調査のみ）から把握している。</p> <p>【第3回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】</p> <p>実労働時間の適切な把握については、総務省の「雇用失業統計研究会」において精緻な検討がなされており、統計委員会におけるご指摘（「雇用失業統計研究会」と「厚生労働統計の整備に関する検討会」の連携要望（第36回統計委員会））も踏まえ、総務省と緊密な情報交換を行い、総務省における取組を参考に関係する統計調査における必要な対応について検討する。</p> <p>なお、第1から第3回「雇用失業統計研究会」に参加し、世帯に対する月間労働時間を把握するための方法、労働力調査及び就業構造基本調査の調査内容に関する論点整理に加わった。</p>
4		○ 雇用動向調査等を基にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。	厚生労働省	平成24年末までに実施する。	検討中	<p>労働政策研究・研修機構（JILPT）において当該指標の推計方法の研究を行い、同機構より平成23年4月28日に研究結果の概要について報道発表、平成23年10月21日に報告書が発行された。今後、当該研究を踏まえ指標の作成・公表について検討を行う。</p> <p>※ 参考資料3 雇用創出指標と雇用消失指標の試算概要  参考資料4 JILPT報道発表資料  参考資料5 JILPT報告書</p>	<p>【統計法55条報告（統計情報部雇用統計課）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】</p> <p>労働政策研究・研修機構（JILPT）において当該指標の推計方法を研究中である。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 雇用動向調査の個票データを用いて、雇用を増やした（減らした）事業所の増加（減少）量を推計</li> <li>② 雇用保険データ（被保険者数が記録された事業所データ）を用いて、新設（廃止）事業所の労働者比率を推計</li> <li>③ ①と②を組み合わせることにより、雇用増加（減少）事業所における増加（減少）量を新設（廃止）による増加《雇用創出》（減少《雇用消失》）と事業の拡大（縮小）による増加（減少）に分離する。</li> </ol> <p>方法について、データ処理を精緻化する方法とともに、研究を進めているところである。</p> <p>【第2回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】</p> <p>労働政策研究・研修機構（JILPT）において当該指標の推計方法を研究中であり、8月4日、当該指標に関する雇用創出・消失指標推計研究会が開催された。</p> <p>【第3回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】</p> <p>労働政策研究・研修機構（JILPT）において当該指標の推計方法を研究を行い、研究結果の概要について4月28日に同機構より報道発表が行われた。今後、同機構により作成される報告書を踏まえ指標の公表について検討を行う。</p>
5		○ 経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査と、工業統計表等との結合を図るため、共通符号を持たせること等の措置を講じる。	厚生労働省	ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。	検討中	<p>事業所・企業データベースにおいては、各事業所毎に固有の事業所コードを付番しており、母集団情報を提供する際に併せて提供している（重複是正のために調査履歴を登録する際、照合キーとして活用される）。</p> <p>今後、ビジネスレジスターの整備状況を踏まえつつ、新データベースを活用した効率的な統計の作成や統計結果データの有効活用等の観点から、共通コードの維持管理方法等について検討を進める予定。</p> <p>なお、事業所・企業データベース研究会の中間とりまとめが平成22年12月に出され、平成24年の試験運用の実施が提言されている。</p> <p>また、各種統計調査のための母集団情報の精度向上のため、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査の調査票情報及び労働保険関係設立届などの行政記録情報を事業所母集団データベースに提供している。</p>	<p>【統計法55条報告（統計情報部雇用統計課、賃金福祉統計課）】</p> <p>ビジネスレジスターの整備については、現在、総務省の「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」で検討中であるため、それを踏まえ検討する。</p> <p>【第1～3回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】</p> <p>ビジネスレジスターの整備については、現在、総務省の「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」で検討中である。</p> <p>「関係する統計調査における対応の方向」</p> <p>(1) 毎月勤労統計調査</p> <p>名簿データ上では、一部の事業所はすでに共通符号（センサスキー）を保有。保有していない事業所は、事業所母集団データベース登録時に付与される事業所コードとのマッチングができれば、共通符号（センサスキー）を保有可能。</p> <p>(2) 賃金構造基本統計調査</p> <p>既に、共通符号（センサスキー）を保有している。</p> <p>(3) その他</p> <p>経済センサス基礎調査が平成21年度に実施され、経済センサス活動調査が平成24年2月に実施される予定。</p> <p>事業所・企業データベースにおいては、各事業所毎に固有の事業所コードを付番しており、母集団情報を提供する際に併せて提供している。（重複是正のために調査履歴を登録する際、照合キーとして活用される）</p> <p>今後、新データベースを活用した効率的な統計の作成や統計結果データの有効活用等の観点から、共通コードの維持管理方法等について検討を進める予定。</p> <p>なお、事業所・企業データベース研究会の中間とりまとめが平成22年12月に出され、平成24年の試験運用の実施が提言されている。</p>

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	検討状況	現在までの取組状況
6		○ 関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。	厚生労働省、総務省	平成21年度から検討する。	検討中	<p>未充足求人については、現行では、雇用動向調査において上半期で把握しているが、同調査内で残り3四半期分について把握の可能性、または、現行四半期で実施している労働経済動向調査の中での未充足求人の把握の可能性について検討を行う。</p>

統計法第55条第1項に基づく報告（施行状況報告）内容及び第1～3回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容※

【統計法55条報告（統計情報部雇用統計課、統計企画調整室）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】

労働政策研究・研修機構（JILPT）において諸外国の状況の調査を行った。  
 今後、労働政策研究・研修機構（JILPT）における諸外国の状況把握を踏まえて、日本において総合的な労働力需給の指標を導入する際の諸条件の検討・整理を行う。

【第2回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】

諸外国が行っている求人・欠員に関する調査と雇用動向調査における未充足求人が類似していることから、雇用動向調査を四半期化するなどの方法により未充足求人を四半期毎に把握する方向で検討している。

需給動向を示す指標については、総務省の世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性などについて検討することとし、総務省との連絡調整を行う。  
 なお、公務の求人把握については、関係府省に確認のうえ検討を行う。

【第3回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】

未充足求人については、現行では、雇用動向調査において上半期で把握しているが、同調査内で残り3四半期分について把握の可能性、または、現行四半期で実施している労働経済動向調査の中での未充足求人の把握の可能性について検討を行う。

※重複回答は統合。